

## 1. 意義

- ◆ バングラデシュは、人口**1.7億人**を有し、近年著しい**成長**を遂げる親日国。**330社の日系企業**が進出しており、繊維業界をはじめ、EPA締結に向けた産業界の期待が大きい。日本がバングラデシュにとって**初のEPA締結国**となる。
- ◆ **関税撤廃**によるバングラデシュへの**輸出拡大**。縫製品の日本側関税を現状の**LDC（後発開発途上国）** **特惠と同じ無税**とすることで**現地日系企業の安定操業**に貢献。
- ◆ 日本企業の**輸出・投資拡大**のため、投資、電子商取引、政府調達、補助金、国有企業等の**幅広いルール**を整備。

## 2. 合意概要

### 日本からバングラデシュへの輸出

**工業製品の関税撤廃率：83%（貿易額ベース※）**

**即時～最長18年で関税撤廃**

- 鉄鋼
  - ・ 熱延鋼板：12年での撤廃
  - ・ 冷延鋼板：12年、18年での撤廃
  - ・ 鉄・非合金鋼の棒：多くの品目で10年、15年での撤廃
- 自動車
  - ・ ノックダウン生産（CKD）：15年での撤廃
  - ・ 乗用車（完成車）：将来に亘り他国に劣後しない特惠待遇を確保
  - ・ 自動車部品：10年での撤廃
  - ・ エンジン：多くの品目で即時～15年での撤廃
  - ・ タイヤ：多くの品目で15年での撤廃
- 繊維製品
  - ・ 綿織物：多くの品目で15年での撤廃
  - ・ 合成繊維・再生繊維の織物：多くの品目で18年での撤廃
- その他
  - ・ 集積回路：全品目で5～18年での撤廃
  - ・ スイッチ等の電子部品：多くの品目で8～18年での撤廃
  - ・ 医療機器：多くの品目で即時～15年での撤廃
  - ・ 一般機械：約8割の品目で即時撤廃（例：織機等）

### バングラデシュから日本への輸入

**工業製品の関税撤廃率：91%（貿易額ベース※）**

**即時～最長10年での関税撤廃**

- ・ 繊維製品：即時撤廃（現行の無税を維持）
- ・ 皮革・履物：EPA発効後に再協議

### サービス貿易

- ・ コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス等、幅広い分野の自由化を約束

### ルールの整備

- ・ **投資**：公正衡平待遇、投資参入後の特定措置の履行要求（技術移転要求等）の禁止等
- ・ **電子商取引**：ソースコード移転及びアクセス要求の禁止等
- ・ **税関手続**：通常貨物の通関48時間以内目標、汚職・腐敗防止のための倫理規定等
- ・ **知的財産**：特許と商標の国際出願条約加入義務、当局に対する知財侵害物品の廃棄命令権限の付与等
- ・ **政府調達**：調達市場アクセスを約束
- ・ **補助金**：サービス補助金の通報義務、市場歪曲性の高い補助金の禁止
- ・ **国有企業**：商業的考慮、無差別待遇